

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 54(オ)1252	原審裁判所名	名古屋高等裁判所
事件名	損害金等	原審事件番号	昭和 53(ネ)87
裁判年月日	昭和 55 年 6 月 5 日	原審裁判年月日	昭和 54 年 7 月 19 日
法廷名	最高裁判所第一小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民 第 130 号 1 頁		

判示事項	宅地建物取引業者に仲介の目的たる山林について保安林指定の有無を調査すべき注意義務があるとされた事例
裁判要旨	宅地建物取引業者が宅地造成の目的とする山林の売買を仲介する場合において、買主に対して交付すべき物件説明書に都市計画法、森林法などの法令に基づく制限の記載欄があり、かつ、目的たる山林が山間地に所在して森林法による保安林の指定が推測されるなど、原判示の事実関係のもとでは、右山林の登記簿上の地目が保安林でなく、また現地に保安林指定の標識がないときであつても、宅地建物取引業者には、所轄機関に照会して右山林について保安林の指定があるかどうかを調査すべき注意義務がある。

全 文	
主 文	<p>本件上告を棄却する。</p> <p>上告費用は上告人の負担とする。</p>
理 由	<p>上告代理人瀧澤孝行の上告理由第一点について</p> <p>所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、採用することができない。</p> <p>同第二点ないし第四点について</p> <p><u>原審の適法に確定した事実関係のもとにおいて、宅地建物取引業者である上告人には所轄機関に照会して目的たる山林について保安林指定の有無を調査すべき業務上の注意義務があるものとした原審の判断は正当であり、その過程に所論の違法はない。論旨は、独自の見解に基づいて原判決の不当をいうものにすぎず、いずれも採用することができない。</u></p> <p>よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。</p> <p>(裁判長裁判官 団藤重光 裁判官 藤崎萬里 裁判官 本山亨 裁判官 中村治朗 裁判官 谷口正孝)</p>

※参考：判例タイムズ 424 号 83 頁、判例時報 978 号 43 頁、金融商事判例 606 号 15 頁、不動産取引の紛争と裁判例〈増補版〉RETIO571 頁